明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○平成二十二年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（総務一〇五）　一
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（同一〇六）　二
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同一〇七）　二
〔告　示〕
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産二〇八四）　三
○航路標識に関する件（海上保安庁二三〇～二四〇）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　六〇
会社その他
会社決算公告　五九

省　令

○総務省令第百五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十二年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月七日

総務大臣　片山　善博

平成二十二年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

平成二十二年十二月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により十二月に交付すべき額に平成二十二年度において各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額を加算した額とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月七日

総務大臣　片山　善博

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条の十五第五項の表都道府県の項を次のように改める。

都道府県	経常態容補正Ⅰの算式 $\frac{680\times(A\times0.40+B\times0.40+C\times0.10+0.10)\times1.402}{1,070}$ A×0.40、B×0.40又はC×0.10に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　平成20年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で0.576を除して得た数（算定の過程に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） B　厚生労働省において公表した一般職業紹介状況における平成21年11月から平成22年4月までの有効求人倍率（平成22年6月1日現在における最近の季節調整値。以下同じ。）の合計を6で除して得た数（小数点以下2位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）で1を除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）